

逐語録

（司会）

定刻になりましたので、ただいまから、北川原公園ごみ搬入路のこれまでの経過と市民参画による違法状態の解消策を探る検討会の発足などについての説明会を開催いたします。

本日は、暑い中、また大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。まずは、本日出席させていただいている職員を紹介させていただきます。

市長の大坪です。副市長の荻原です。総務部長の竹村です。環境共生部長の小平です。まちづくり部長の岡田です。政策法務課長の永島です。緑と清流課長の高木です。ごみゼロ推進課長の小澤です。施設課長の細谷です。都市計画課長の浅川です。最後に司会を務めさせていただきます環境共生部主幹の川鍋です。以上となります

今回の説明会から、明星大学の伊藤雅春教授にご出席をいただいております。伊藤先生には、このあと説明いたします違法状態解消に向けた検討会で、都市計画や市民参画の専門家の委員としてご参加いただくこととなっております。違法状態の解消に至るまで、専門家として、また第三者的な立場で携わっていただこうと考えているところです。

また、本日は裁判の原告団の代表の方にもご参加いただいております。のちほど、ご挨拶をいただければと思います。

それではまず、配布資料の確認をさせていただきます。受付のときに、説明用のスライドと浅川水再生センターを位置付けた際に配布した昭和53年当時の広報、日野市・国分寺市・小金井市の可燃ごみ共同処理の覚書、最後にアンケート調査票、以上4点の資料をお配りしています。なお、昭和53年当時の広報は、下水道施設として都市計画決定した当時の状況がわかる資料としてお配りしたものです。ご参考にいただければと思います。

資料はお手元にありますでしょうか？よろしいでしょうか？

本日は前のスクリーンを使って20分ほど説明させていただきます。

その後、質疑応答に入らせていただきますが、会場の都合もあり、遅くとも20時半ころまでに終了したいと思いますので、ご協力をお願いします。

本日の説明会は、手話による通訳が入ります。また、開催案内でもお知らせさせていただきましたが、オンラインによるライブ配信と後日録画配信を行います。個人が特定されない範囲で撮影させていただきますので、ご了承いただければと思います。

それでは始めさせていただきます。開催に先立ち、市長の大坪より挨拶させていただきます。

（市長）

本日は大変な暑さの中を、またお忙しい中、そして夕方のお忙しい時間に本説明会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。北川原公園ごみ搬入路裁判は昨年令和4年9月8日に最高裁判所にて、上告受理申し立てが不受理となり、二審の東京高裁の判決が確定いたしました。市としても、私自身としても、本件通行路の設置は、3市共同のごみ処理の流れの中で、地元の方と話し合いながら、地元の思いを実現することができたもの、違法ではないと考え、総合的な政策判断に基づき行ったことでありました。しかし、結果として、都市計画を変更せずに通行路を設置した、その私の判断、行為が市に損害を与えたこととされました。市民の皆さま方、特に北川原公園周辺の方々には、ご心配、ご迷惑をおかけし

逐語録

ましたことを心よりお詫び申し上げます。

思い返せば、平成25年に私が市長に就任する際に、馬場前市長が決断した、3市共同での廃棄物処理の広域化方針を引き継ぎ、事業を進めてまいりました。当初は、本件通路については、将来公園として整備するという都市計画に則した、公園内の通路も兼ねる「公園兼用工作物」として整備する考えでありました。しかし平成27年にその具体的な配置図の案ができた段階で、関係官庁から兼用工作物には当たらないと、その方針が否定されました。本来であれば、このタイミングで一度立ち止まって、住民の皆さまの意見を聞きながら、都市計画について再考するべきであったと思います。しかし、3市のごみを溢れさせてしまっただけで済むとは思っていませんでした。結果的に、その甘い判断が今回の事態を招いてしまいましたところでございます。今回の事態、市政に混乱を招いてしまったことについて深くお詫びを申し上げます。今後は、判決の趣旨、法の趣旨を重く受けとめ、都市計画と異なる施設を設置した、その違法状態の解消に向けて、また、北川原公園の未来と搬入路の検討を、誠心誠意力を注ぎ、取り組んでいきたいと考えております。これまで、市民のみなさまには広報等を通じてこの件についてお知らせするだけでありました。今回、判決から時間が経ちましたが、こうして市民のみなさまに直接ご説明させていただく場を設けたところでございます。

なお、本日は原告団の方もご出席をいただいております、このあと、あいさつをいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

（司会）

続きまして、本日までご参加いただいております原告団を代表して、窪田様からご挨拶をいただきたいと思っております。窪田様、よろしくお願いいたします。

（原告団代表）

ご紹介いただきました原告団の窪田です。

「北川原公園内に設置されたごみ搬入路が違法である」として違法支出に対する市長個人の責任を求めた住民訴訟は、2020年11月12日の東京地方裁判所判決とこれを受けた2021年12月15日の東京高等裁判所判決において市民の訴えが認められ、2022年9月日野市長の上告受理申し立てが不受理となって確定いたしました。約2億5千万円の責任があるよ、こういう判決ですね。その後、日野市議会は、市長の個人責任の免責議決をし、市長は別途金銭責任を負うという結果になって金銭賠償問題としては終結しました。しかし判決は、「都市計画が行政をしぼる」あるいは「都市計画を使って市民が行政を監督する、提言する」という貴重な先例になったと思っております。日野市石田地域は、土方歳三の生家やその墓所のある石田寺のある地域で、観光スポットにもなっているわけですが、ごみ焼却施設、し尿処理場、下水道処理施設が集中する地域でもあります。いわゆる嫌悪施設、判決はこう表現しました。日野市の下水道の終末処理場が石田地域につくられる計画は、1978年、昭和53年11月に決まりました。当時、市長であった森田さ

逐語録

んは、「この大事業を達成する力は、全市民の決意と合意を結ぶまごころである」、「ゴミとし尿処理場も同じ地域にあるのに加えて下水処理場を持ち込むのかと被害感と不満感が地域感情となっている」状況の下、「環境を根本的に良くする対策と、日野市の玄関にふさわしいまちづくりを進める」と公約して同地域の区画整理事業と北川原公園計画を打ち出したのでした。本日配布されております昭和53年12月1日付の広報に詳しく示されています。今回の裁判は、この原点を確認する機会になったと原告団は思っております。

私たちは、判決確定後直ちに、搬入路の公園外への設置等を日野市に求めました。日野市は、極めて迅速且つ積極的に対応され、判決確定の翌月には、原告団と合意し、「北川原公園が都市計画決定された歴史的経緯から、同公園の早期実現と公園外へのゴミ搬入路の設置が求められていることをふまえて、技術的、財政的な問題も含めてあらゆる方策を検討する。市民参加、市民合意の下に検討を進める。」等4項目の合意を結びました。原告団も、この合意を実現するために日野市と協議を重ねて、今日に至りました。

日野市は今、これまでの経緯と北川原公園づくりを阻害しないごみ搬入方法の検討について、地元の方々はじめ全市民に向けて説明と対話に乗り出したわけであります。今日の報告と意見の場はその重要な機会だと思っております。私たちは、この市政の新しい積極的な方針が、ごみ搬入路を公園外に設置し北川原公園づくりを大きく前進させる重大な決断であると受け止めています。市と原告団の合意書は、第2項目、第3項目で、新設した可燃ごみ共同処理施設は石田地区から「30年間で撤退する」との地元住民に対する約束を守ること、そのために、小金井市、国分寺市との協議をすみやかに開始するとともに、日野市民もまた、この約束を守る責任を共有し、ごみゼロ社会の実現に向けた抜本的なごみ減量の取り組みを進めることをうたっています。本日は、この点についても忌憚のないご意見を交換され、市民と行政が語り合う、貴重な機会としていただきたいと思っております。ゴミ搬入路問題を日野市と市民の自治的な努力によって解決し、市民の共同で魅力のある北川原公園を作る機会となるように、また、30年後を展望したごみ処理の在り方とまちづくり全体を行政と市民の共同の力で大きく前進させる機会とするために、原告団も力を尽くしていきたいと思っております。ありがとうございました。

（司会）

ありがとうございました。それでは、説明に入らせていただきます。前のスクリーンかお手元の資料をご覧くださいながら説明をお聞きください。それでは、市長お願いいたします。

（市長）

それでは、着座にて説明させていただきます。

【スライド3ページ】

まず、はじめに、これまでの経緯でございます。北川原公園のごみ搬入路については、日野市、国分寺市、小金井市の3市による共同処理施設の建設とともに、検討してきた課題がありました。日野市内も含めて、3市の可燃ごみ処理施設へのごみ収集車の通行路として、

逐語録

北川原公園予定地に暫定的に設置したものです。この通行路の設置は、暫定的であっても、都市計画法に違反するとして提訴され、住民訴訟として争ってきたもので、昨年9月に最高裁で上告不受理となり、市の敗訴が確定いたしました。今回の説明会は、この判決を真摯に受け止め、まずは、この裁判がどのようなものだったのかを、市民の皆様にご説明させていただき、ご理解いただくところから進めていくべきと判断し、開催をさせていただいたものとなります。

【スライド4ページ】

次に、公園、搬入路及び周辺の状況について、でございます。まず位置関係を確認いたします。こちらの図面は、上が国立方面、下が八王子方面で、上部に多摩川、中央下から右上にかけて浅川が流れております。多摩川上流側から、北川原公園、公園を分断する形で日野バイパスが通り、その右の多摩川下流側が浅川水再生センター、さらにその右の下流側の合流点付近がクリーンセンターとなります。

【スライド5ページ】

まず、クリーンセンターについて説明いたします。クリーンセンターは、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの処理や分別を担っている施設でし尿処理も行っております。昭和の30年代ごろから、ごみの収集や処理は、住宅密集地域や大規模な住宅団地が出てきたことによって、個々の処理から一括した収集、処理が必要となってまいりました。また、し尿処理は、農家の肥料として利用しておりましたが、畑だけでは処理しきれず、また化学肥料の普及によって、肥料としての需要が減り、処分に苦慮し始めていました。このような状況から、昭和34年に日野市衛生処理場を設置し、一括してごみ焼却、し尿処理を開始したのが、クリーンセンターの始まりでありました。昭和48年には、地元の皆様と協議する場となる地元環境対策の会議体も発足しております。昭和60年に、現在の日野市クリーンセンターに名称を変更し、人口増加に併せて処理量や施設規模も拡大し、現在に至っております。

【スライド6ページ】

次に、浅川水再生センターについて、でございます。急速な都市化に対応するため、流域下水道施設が必要となって、地理的、地形的に適地であると判断され、この地域が選定されました。今日、会場にお越しの方には、昭和53年に発行した広報をお配りしております。当時の状況や背景、施設概要がわかる資料となりますので、ご参考にいただければと思います。このような背景から、浅川水再生センターは昭和54年1月に東京都の流域下水道施設として都市計画決定がされました。昭和55年には事業が認可され、昭和62年から建設工事が着手し、平成4年から運転を開始しております。

【スライド7ページ】

続きまして、北川原緑地と北川原公園について、でございます。この図面は、緑地と公園の位置を示しております。浅川水再生センターが計画される前は、下流側に北川原緑地がありました。

【スライド8ページ】

浅川水再生センターの用地は、昭和36年から北川原緑地として、都市計画決定がされてお

逐語録

りました。昭和54年に流域下水道施設として都市計画決定したことは先ほど説明させていただきましたが、それに併せてこの北川原緑地は廃止することとなりました。ただし、クリーンセンターでの、ごみ、し尿処理や浅川水再生センターでの下水処理など、いわゆる迷惑施設が隣接されており、周辺地域の環境改善を図るためには、緑地や公園等の設置が必要であるとし、新たに北川原公園として都市計画が決定されております。この北川原公園については、日野バイパスを挟んで、下流側は浅川水再生センター用地として、東京都が用地取得をしております。また、日野バイパスの上流側は、昭和58年9月より日野市が用地取得をしており、平成18年に完了しております。

【スライド9ページ】

次に、ごみの搬入について、でございます。この図面はごみの搬入ルートを示しております。青い矢印は、浅川堤防ルートで、モノレール通りから新井橋北側のクリーンセンター入り口交差点を右折左折し、浅川沿いを通るルートとなります。赤い矢印は、多摩川堤防ルートで、日野バイパスから北川原公園のごみ搬入路を経て、多摩川沿いを通るルートとなります。20号バイパスの上り方面側は、日野市の入口、小金井市・国分寺市2市の出口となります。また、下り方面側は、日野市の出口、小金井・国分寺2市の入口となっております。

【スライド10ページ】

こちらは、現在の北川原公園の概略図となります。図面の左側が八王子方面で、右側が国立方面となります。国道20号バイパスの上側が北川原公園で、いろいろな広場があって、駐車場も整備されております。また下側は、市が東京都から借用し、北川原広場として一般開放しております。黄色い線は、収集車がごみ焼却施設に向かうルートとなります。また、緑の線は、ごみ焼却施設から帰るルートを表しております。

【スライド11ページ】

次にごみの搬入状況でございます。3市による可燃ごみの共同処理は、令和2年4月より本格稼働しております。3市の共同処理以前は、すべてのごみ収集車は浅川堤防ルートを通って搬入しており、一日当たりの平均では、約160台のごみ収集車の往来がありました。3市の共同処理開始後は、これまでの浅川堤防ルートを通行する収集車は、日野市の不燃ごみや資源ごみの収集車のみとなりました。現在、一日当たりの平均では、約90台の収集車が往来しており、以前と比べ、70台の減少となっております。また、日野市も含め3市の可燃ごみの収集車は、多摩川堤防ルートから搬入することとなりました。現在、一日当たりの平均では、約170台のごみ収集車が往来しており、両ルートをあわせて、一日当たり平均約100台増えている状況であります。

【スライド12ページ】

次に、今回の裁判の経過や流れについて、説明いたします。北川原公園予定地にごみ搬入路を設置した背景としましては、やはり3市での共同処理を決定したことが大きな要因となります。しかし、3市での共同処理の話が出る以前から、搬入ルートについては大きな課題がありました。市では、長年、周辺地域の皆様と環境対策について対話をしてきておりますが、平成17年当時の協議の場であったクリーンセンター地元環境対策委員会において、従

逐語録

来の浅川堤防ルートを変更するよう要望を受けておりました。喫緊に迫った2市の可燃ごみを受け入れるにあたり、周辺の住宅地に配慮する必要があり、また地元の要望に沿うことから、北川原公園予定地に共同処理の期限である30年間の暫定措置として収集車の専用路を設置いたしました。その後の専用路については、公園の機能も兼ねられるよう計画を策定し、公園兼用工作物として供用開始しており、現在に至っております。

【スライド13ページ】

このような市の対応について、今回ご出席いただいている原告団の方々から、一つとして「都市計画の変更手続きをしないでごみ搬入路を設置したことは都市計画法違反である」こと、二つ目として「市長の裁量権を逸脱するもので、このごみ搬入路に公金を支出したことは違法である」として、住民監査請求が出されました。その理由は、先ほど説明した北川原公園を位置付けた背景には、迷惑施設が集中するこの地域に対する感謝の意が込められており、ごみ搬入路の設置は地域の環境改善にはならず、また公園機能とも両立はしない、という事になっております。住民監査請求とは、市に不当な会計行為等があるときに監査を求めることができる制度で、今回の住民訴訟の前提となるものであります。また、監査結果に不服等があった場合、裁判所へ訴訟を起こすことができます。今回の住民監査請求では、日野市の監査委員による監査が行われ、その結果、住民側の請求は棄却されました。このため、次の段階として、住民訴訟に移っていき、今回の裁判となりました。

【スライド14ページ】

次に裁判の判決について、でございます。1審、2審とも市は敗訴し、市は控訴及び上告し最高裁まで進みました。2審の判決内容は、一つとして原告側が主張されていた「都市計画を変更せず通行路を設置したことは都市計画法違反であること」、二つ目として「市に対し搬入路を設置したことで市に損害を与えたとして、市長個人に約2.5億円の支払いを請求せよ」というものであります。

理由としましては、通行路はごみ運搬車の通行路であって公園の効用を有するものとは言いがたく、また、30年間の使用は暫定的な利用とは言えない。このため、通行路の設置は都市計画の実質的な変更と評価すべきである、というものであります。そして、市は最高裁に上告し、令和4年9月8日に不受理となり判決が確定いたしました。

【スライド15ページ】

判決が確定したことによって、現在の公園内の搬入路は違法状態となりました。この判決結果を受けて、市としましては、立ち止まって検討すべき時期がありました。3市のごみを溢れさせてはならないとの思いから前へ進めてきており、そのことを深く反省しなければならないと考えております。また、地方自治の本旨、住民自治のあり方、市民参画のあり方という問題に大きく関わるものとして受け止めているところでございます。このような反省や市の受け止め、また北川原公園及びごみ搬入路が違法状態であり早期の解決が必要であることから、令和4年10月に市と原告団との間で合意書を取り交わすことになりました。この合意内容に沿って、都市計画法における違法状態の解消に取り組んでいくこととなります。

逐語録

【スライド16ページ】

次のスライドが原告団と取り交わした4つの合意項目となります。1つ目は、北川原公園の歴史的経緯から、同公園の早期実現と搬入路の公園外への設置が求められていることを踏まえ、技術的、財政的な問題も含めて、あらゆる方策を検討すること、また、広く市民や研究者、専門家を募り市民参画、住民合意のもとで検討を進めること、としています。今回の説明会は、広く市民を募り、また市民参画や住民合意の前提として、市の説明や理解していただく努力も足りない判断し、開催しているものとなります。2つ目は、3市の可燃ごみ処理施設の計画・建設過程において、行政に対する不信感、住民同士の意見対立を招いてきたことを市長として深く反省し、日野市から概ね30年間で撤退することを3市で再確認し、すみやかに協議を開始すること、3つ目は、脱焼却を含めたごみゼロ社会の実現を目指し、「30年間で撤退」することを市民と共有し、市民参加で抜本的なごみ減量の取り組みをすすめること、4つ目は、確定した判決の内容、及びこの合意書に基づく日野市の方針を国分寺市、小金井市、浅川清流環境組合に報告し、理解と協力を求め、またその際、判決および合意の内容などを、原告団とともに直接報告する機会をつくること、となっております。

【スライド17ページ】

次に市長個人に対する約2.5億円の請求について、でございます。こちらにつきましては、約2.5億円の市の債権を放棄する議案を令和4年第1回日野市議会臨時会上に上程していません。この債権放棄の議案を上程した理由については、本件契約締結については、あくまで日野市クリーンセンターへの廃棄物搬入ルートに沿った住民の安全安心の確保と、住環境の保全を図るために行ったものであり、市長個人に不法な利得を図る目的はなく、かつ、現に不法な利益は得ていないため、であります。この議案については、議会の中で慎重に議論を尽くしていただき、その結果として、全会一致で可決していただいております。これにより債権は放棄させていただくことになりましたが、市長として責任がなくなったわけではもちろんございません。このような事態となり、市政に混乱を招いてしまったことについて、重ねてお詫びするとともに、深く反省しているところです。

【スライド18ページ】

最後に、今後の取り組みについて、でございます。一つ目として、まずは市民のみなさまへの周知と説明を行います。今回の件を市民の方々に丁寧に説明することが重要と判断しております。北川原公園周辺4自治会地区の住民の方々については、4月25日に説明会を開催させていただきました。また、クリーンセンター地元5自治会地区の住民の方々についても、5月25日に説明会を開催させていただきました。今回の説明会は、市民の方を対象としたもので、多くの市民の方にご参加いただけるよう市内の全中学校で開催してまいります。また、ご参加いただけない方、他の会場の様子を知りたい方は、すべての説明会を動画配信しますのでご覧いただければと思います。

【スライド19ページ】

二つ目として、違法性解消に向けて検討会を設置していきたいと考えております。構成員としては、研究者や専門家を含めた会議体を組織し、市民参加、住民合意のもとに進めてまい

逐語録

ります。検討にあたっての方針としては、一つ目として「早期に違法状態の解消を図ること」二つ目として「行政に対する信頼を回復すること」三つ目として「新たな住民同士の意見対立、紛争を招かないこと」この三つを念頭に取り組んでまいります。また、検討方法については、様々な方策をご提案いただき、それを検証してまいります。その提案の中から、技術面・財政面など総合的に解決策を導き、住民の合意形成を図ってまいります。私からの説明は以上となります。このあとの検討会の詳細について、環境共生部長より説明させていただきます

【スライド20ページ】

環境共生部長の小平でございます。私からは今後の取り組んでまいります検討会についてご説明します。着座にて失礼いたします。検討会は10月に発足したいと考えています。任期は、令和5年10月1日から令和7年3月31日までとなります。月1回程度の頻度で開催し検討を進めてまいります。また会議は、今回と同様にオンラインでライブ配信をして多くの方に参加いただきたいと思いますと考えております。検討会の委員としては、市民参画、都市計画、公園、景観等の専門家、原告団代表、周辺住民の方、公募市民と市関係部長を予定しております。この説明会のお知らせと併せて、検討会の市民委員を8月末までに募集しております。ご興味のある方は、ぜひご応募いただければと思います。今回ご出席いただいております伊藤先生も市民参画や都市計画の専門家としてご参加していただくこととなっております。

【スライド21ページ】

検討会における検討プロセスです。まず、ステップ1として、課題解決につながる方策を委員のみなさまからご提案いただきます。ここでは、ごみ搬入路の違法状態を解消できる方策をすべて出していきます。そのうえで、ステップ2として、ステップ1で出された方策の一次選定を行います。ここでは、実現可能性や費用などの概略により、実現性のある方策に絞ってまいります。次に、二次選定として、一次選定した方策について、より詳細に比較・評価し、最適案を導き出してまいります。一次選定や二次選定においては、影響のある北川原公園周辺の方々のご意見やご要望も伺いながら行ってまいります。

【スライド22ページ】

最適案が示されましたのち、次の段階として周辺地域はもちろん市民全体での合意形成が必要であると考えています。ステップ4では、検討会でこの合意形成をどのように行ったらよいのかも、ご議論いただきたいと思います。その議論を踏まえ、ステップ5として、合意形成を図ってまいります。一定の合意形成が図られましたら、市で最終的に解決策を決定するとともに、速やかに解決策に基づいた手続き、事業を実施し違法状態を解消していくこととなります。検討会では、少なくともステップ4までが役割となります。私からの説明は以上でございます。

（司会）

すいません。前のスライドをご覧ください。ちょっと見えづらいかもしれませんが、現在の北川原公園の状況でございます。こちらの写真は石田大橋の方から撮った写真になります。

逐語録

す。こちらが北川原公園側の搬入路の状況となっております。橋と搬入路に高低差があることがお分かりになるかと思えます。こちら側が北川原公園の端から橋側を撮った写真となります。最後にこちらが北川原広場側の搬入路を撮影したものとなります。こちらの方に詳しくない方はこのような状況になっているという事でご確認いただければと思えます。

（司会）

それではこれより質疑応答の時間とさせていただきます。ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見等がございましたら、挙手をしていただき、一問一答の形式でですね、ご発言をお願いできればと思えます。なお手話による通訳をさせていただいておりますので、なるべくゆっくりとはっきりとご発言いただきますようお願いいたします。それではご質問のある方、挙手をお願いします。後の方お願いします。

（市民）

豊田1丁目の斉藤といいます。17日も質問しておりますのでダブらないように質問したいと思えます。前提として私はこの3市でごみを受け入れ処理するということに対してそもそも、反対でした。それは、規模が大きくなって煙突も高くなるということで有害物質がより広範に、ばらまかれるような形になるというのは賛成できないというふうに思ったからです。そこであの15番のスライドについて、一つ質問があります。判決後市は立ち止まって検討すべき時期があったと述べられています。これはいつそういうふうに思ったのか。立ち止まって検討すべき、するべき時期があったというこの認識はいつ頃芽生えたのかという問題です。それから、16番の原告団との合意書についてですけれども、この説明会を開いている中で、この合意書ってというのは単に原告団との合意書ってということにとどまらず、市民に対する公約、市民との約束っていうレベルになっているんじゃないかというふうに思えます。そうしますと、この4つの合意事項ですね。これを市長さんとしては、誠実に実行するというふうになるべきだろうというふうに思えますので、ぜひ誠実に実行するという約束をお願いしたいと思えます。最後の質問ですが、合意事項4つ目のところですが、小金井市、国分寺市、浅川清流環境組合に対して、この判決内容など原告団と共に直接報告するという機会を作るというふうになってはいますが、先ほどの説明の中でもこれまでも、多分これを始めたってというふうな報告はなかったように思うんですが、もしまだ始めていないのであれば、いつ頃こういう機会を作るっていうふうなことを思ってもらえるんでしょうか、その質問はその2点であります。以上です。

⇒（市長）

はい、3点ご質問いただきました。先ほどスライドの立ち止まって考えるってというのは、判決後という書き方をしております。当然、裁判の過程の中で、敗訴する中で、判決後最終的にあったなということ考えたということだと思います。それから2番目の質問で当然原告の合意は、誠意をもって実現するということでこの説明を開いておりますのでもちろん全力全身全霊、全力でこれを取り組んでまいりま

逐語録

す。それから、この合意書の4つ目でございますが、既に国分寺市には7月、小金井市は8月の初めに直接両市の市長に原告団の代表とともにお会いして、ここに書いてある通り、今回の判決および合意内容などその背景についても直接報告をもう既に済ませております。以上です。

（司会）

はい、他に質問がある方。前の女性の方。

（市民）

こんばんは。今日蒸し暑い中こういう会を皆さんお疲れのところを開いていただいて、まずありがとうございます。それで質問させていただきます。

（司会）

すみません、マイクをもう少し近めで持ってください。

（市民）

すみません。北川原公園の収集車の搬入路については、あのテレビで何回か報道されていまして、私もそれを見ていました。それを見ていますと収集車が通るたびに、子供が横断するさっきの写真にもありましたけど、さっきの写真は子供が全く写っていませんけれども、子供が横断するとき、収集車はもちろん止まって、そこに警備員の方がそこに写っていますけど、誘導していくわけですね。あの状態を見ていると、なんか大変ものものしいし、いつ事故が起きても不思議じゃない、これって不自然だよなっていうふうに思っていました。そういう何か命がけで横断していくようなことがリアルに伝わってきます。ましてや高齢者、あの公園があるからといって、高齢者がね、そこに憩いを求めているような、とてもそんなことが絵に描けないと思って大変危惧しております。そこでこのパンフレットですね、パンフレットっていうか、これ配って広報、昨日ですか、北川原公園ごみ搬入路による説明会のお知らせっていうこの中で、Q&Aで、都市計画を変更しなかったことが、都市計画法違反であれば、都市計画を変更すれば良いのではという質問がありますけれども、私は、これは本当にここに住んでらっしゃる方、公園を利用される方々のリアルな生活を全く知らない机上の質問であるということをおもいました。それでこの合意書ですね、原告団の合意書が言っている、第1番目に言っている住民とのあの合意をきちんと取るという、その意味というのはそこにあるんだと思うんです。そこで生活されている方のリアルさ、リアル感をきちんと押さえるということが、市民参加、住民合意の中身なんだろうと思いますので、このことを一つ、あの強調しておきたいと思えます。それでですね、この合意書にあるように、本当に楽しめる公園にしていくということがこれから求められていることだと思います。それからもう一つ、30年間で撤退するということを市民との合意の中でも書いてありますけれども、もう既に、あの数年経って、27年とか25年とかに、期間は短くなっておりますので、今日いらっしゃっている関係部署の方々の、一体どの課が、この問題について、計画されて、どういうふうにこの進捗状況、あつという間に30年なんて過ぎてしまいますので、しかし私はそれを暫定期間と

逐語録

は言いませんけれども、その進捗状況をきちんと市民に例えば毎年、ここの辺までこういう話になりましたよ、というようなことをきちんと知らせて責任ある行動をとってもらいたいなと思っています。それからもう一つ、この3市とも合意書っていうんですか、覚書を見ますと、本当に何か形式的で、ちょっと血の通ったものに見えないので、この辺りも市民参加で、きちんと3市共、3市の市長さん、あるいはその関係ある方と市民との関係の中で、30年後にはどこに移しますよというようなことをはっきりと書いていただければと思います。以上です。

⇒（司会）

一番初めのご質問は周辺への配慮というところで、いただいたと思います。検討会側のところでもご説明をさせていただいたんですけども、市としましても周辺住民への方が直接影響されるという事でございますので、そこへの配慮も十分話し合いもさせていただいていたり、情報提供もさせていただいて検討を進めていければなというふうに思っております。続いて2番目の質問が、30年後のことで、どの課がということなんですけども。

⇒（市長）

どの課っていった場合に、例えば、北川原公園は公園ですから、公園を担当する課になります。ゴミの処理については、当然クリーンセンターになりますんで、つまり複数の課が関係して市としてという形になると思いますんで、複数の課が関係してということになると思います。直接搬入路に関わっているのは、あの公園の担当課、緑と清流課になりますけども、その連携しながら進んでいくということになると思います。

⇒（司会）

あとは、すいません3市の覚書の市民参加でということ。

⇒（市長）

あのご要望として受け止めさせていただきましたが、平成26年当時は確かにあの形式的で血の通ったものでないというご意見いただきました。具体的にあの次をどうするという話が進むにつれ当然その約束をする、その約束の表現は当然違ったものになってくるはずですし、そのようにしたいと思っております。

⇒（司会）

はい、あと進捗状況を市民の方ということで、まずは検討会からやっていきますので、そこら辺の検討状況等はですね、オンライン配信をするなり、その情報についてはですね、市民の方にご報告するなり、そういう場を設けていこうというふうに考えているところでございます。

（司会）

それでは次のご質問ある方。黒い方、お願いします。

（市民）

逐語録

万願寺に住んでいる井上といいます。せっかくこういう機会作っていただいて、市長を前にして言うのも非常に、なんていうか申し訳ない気持ちもあるんですけど、私今回の問題なんで、敗訴が確定して賠償責任を免責が決まった時点で市長が自ら辞職されなかったのかっていうのが、一番不思議に思っているというか、納得できないところなので今日はちょっとそのことを言わせてもらいに行きました。あの今回のこの問題というのは、もちろんごみ処理上の問題は重要ですし、道路に関わる問題、都市計画の問題重要ですけども、根本にあるのは、前副市長のあの件も含めて、日野市の行政のマネジメントみたいなものに関する市民の信頼っていうのが、もう根本的に地に落ちてしまっているってことなんじゃないかな、っていうふうに思っています。そういう観点から他のところでもこれ言われているでしょうから、ちょっとまたかよって思うかもしれないですけど、私今日初めてなんで申し訳ないですけど言わせてもらいたいですけど、そういう不信感をどういうふうに回復するのかっていう観点からいろいろものを考える必要があるんじゃないかと思っています。それで市長には伺いたいのは、市報には要するに辞めないで責任を取っていきたい解決に向け努力していきたいというふうな文章書かれていたと思いますし、それは読まさせていただいたんですけども、こうやって対面して肉声で聞かせていただける機会は今までなかったので、どうして辞職されなかったのかあるいは辞職は考えなかったのかということも含めて、お話いただければと思います。それで特に観点としては、さっきのスライドの15番の中で、市は立ち止まって判決を検討すべき時期があったっていうお話あったと思います。つまり、どこかの段階でこれはまずいっていうふうに思えるチャンスというのはあったはずなのに立ち止まらなかったということ、ここでのその市長の意思表示というかなぜそうできなかったかに対しては、ごみをあふれさせてはいけなからっていう気持ちだったからだと、このことが、なんていうんですかね、それはそっちで率直なご意見なのかもしれませんが、しかしあの行政のあり方として、こういう何か気持ちだけで、違法だった中のことかもしれないけれど、ごみをあふれさしちゃいけないからっていうだけで、その状態を放置してしまっただけっていうのは、やはり今のこの現在の違法状態が認定された結果ともあわせて、非常にマネジメント的な面から言っても市の問題が多かったと思いますし、そことの兼ね合いで、責任の取り方として、やめるということはどうして選ばなかったのかということをお話いただければと思います。それとあと、ここから先は要望なんですけれども、今日あの副市長以下皆さん、役所の管理職の方々いらっしゃっていて、これはぜひ役所の皆さんにも考えていただきたいんですけども、私はあの市長を選ぶのは市民だと思いますが、市長に勇退を促すのは役所の皆さんだと、責任であるとも思っています。だから、あの、自分たちの上司というか行政の長のあり方が少し間違っているなと思ったときには、やっぱり市長をご勇退下さいっていうのを言える人がいないっていうのが一番日野市にとって、今致命的なんじゃないでしょうか。私はそういうふうに今回のことは重く受け止めています。あともう一つは、今のこととの兼ね合いで前向きなこと一つ言うと、あの検討会の中の議題の中でですね、方針の中に行政に対する信頼を回復するという目標が書かれていますよね。これあの、この議題がどういうふう

逐語録

に設定されていくのかっていうのは私もわからないんですけども、しかしおそらく大きなテーマの一つとして、行政に対する信頼回復っていうのがあるんじゃないかと思っています。それで、その信頼回復の議論の中で、ぜひその市長が進退、市長の進退というか市長が辞職されなかったことというのが、信頼の回復のあり方のプロセスの一環として正しかったのかどうかっていうのは、ぜひ検討会で検討していただきたいと思います。そういう意味で、ちょっと何点か厳しいこと言いましたけれどもよろしくお願ひします。以上です。

⇒（市長）

はい、私の責任の取り方として、なぜ辞職しなかったのかということでもあります。当然、市のマネジメント、そして行政の運営、これが裁判で否決されたわけで、当然違法状態、それを招いたのは私のマネジメント誤りであります。当然、私個人に対する責任を問われたというものですから当然辞職するも一つの手段であったし、信頼回復のための一つの方策でもあったし、先ほど申し上げましたように、債権放棄の議会のときに、その時当然、その金額を払わない私はどうするかということを考え、当然自己破産をし、退職するかということも、そういうことも考えました。ただし、それでそういう形で取るのか、それとも責任の果たし方として、この問題を真摯に反省して、先ほどマネジメントの欠陥があるし、私はふさわしくないという、そういうご批判をいただきましたが、そういう形ではなくて、踏みとどまってこの問題を違法状態を解消するために、市民と共にもう一度やってみる、そうすることで、責任を取っていくというのが一つの手段であろうということで、その選択肢の中でそれを選択したということでもあります。ご理解いただけるかわかりませんが、そのように考えたということになります。当然、ご指摘のように辞職に値するようなことではあったというふうに思っております。その上で、職員の話についてはちょっと私の方から言えませんが、私自身のマネジメントというのは当然、職員の育成、職員のコンプライアンス、そこも含めて、要は私が決定することろもろについて、市長そりゃおかしいでしょうということをこれは常に他の施策でもあるべきであって、その部分についての、そういう意味での広い意味でマネジメント、職員が物を言える環境を作ってこなかった責任は、私にもあると思っております。その上で検討会の中でどうするか検討会の方については、行政の方で枠を作れませんので、当然検討会は、行政は場を設定しますけども、市民の方々そして、原告の方々と共に進めていくものでありますんで、市長の進退問題については「扱う・扱わない」のご意見いただきましたんで、それはそれを預けたいというふうに思っております。以上です。

（司会）

他にご質問がある方。すいません、そちらの女性の。

（市民）

逐語録

石田です。先日はちょっとイライラした声を出してしまいまして申し訳ありませんでした。ごめんなさい。いただいた資料をようやく隅から隅まで全部読みました。既に2回目、3回目、読みました。ようやく頭に全部入りまして、身につきましてですね、ようやく言うことも聞きたいこともいろいろとピントが合ってきたような気がしております。短く手短かに言わなければなりません。時間は無限にありませんから。ちょっと三つ目、三つほど。このいただいた資料の中でですね、この昭和53年当時の広報ひの、これは本当にじっくり読ませていただきました。当時の市長さん以下、市民がどれだけ一丸となって、浅川水再生センターが、下水処理場が出来上がっていったのか。私は27年前に来まして、もう日野市は水と緑と清流のまち、緑と清流のまちという言葉は、もう今はセットでいつでも語られまして、本当に日野に暮らすことの誇りと喜びを、この緑と清流のまちに住んでいるということだと、あの心の底から思っております。しかし、この水処理センターができ、それはこの水処理センター、浅川水再生センター下水処理センターができてから後のことだったんだ。それがはっきりわかりましたですね。で、その前、この浅川水再生下水処理場ができる前がどれほど酷かったのかということがひしひしとわかってきたわけです。この下水処理施設がですね、現在の本当に都市の暮らしにとって、どれほどありがたいものなのか。どれほどこの施設にお世話になっているのかということが本当によくわかりました。現在、日野市18万何千人分全部この浅川水再生センターにお世話になっているそうです。53年当時は何か3ヶ所に分けてなんていうことが、当時はプランされていたようですが、現在は、日野市18万何千に全部プラス八王子のをちょっと2万人分ぐらいで、全部で21万人分ぐらいの雨水それから生活排水、トイレのもの全部あそこに集められて処理されて、綺麗な飲めるほどの水となって、多摩川の方に流す、流し出されているんだということですね。もう本当に感激っていうか、何というすごい施設なんだろうなという有り難さなんだろうって。なんともお世話になっている施設なんだろうと思いました。それでですね、その前がどれほどひどかったかということなんですけれども、大坪市長さんは、日野市の職員としていつから勤められていらっしゃるのかわかりませんが、この多摩川や浅川が汚かった時代。水処理センター、下水道処理施設ができる前の多摩川や浅川がどのほどのぐらいつつ汚かったのか、特にクリーンセンター周辺の人たちのあの臭いで苦しくて出かけるときにクンクン臭いで、出先で臭わないだろうかそれが心配で苦しくてっていう話を聞いたことがありました。あの周辺の方たちが、どれほど苦しんできたのか。私も北多摩の方で20年間、あの汲み取りの便所の生活をしていまして、あれはもしかしたら多摩川まで運ばれて、多摩川に流されていたのかななんて今頃になって思っております。周辺の住民がどれほどの苦しみを長い、長い、長い間してきたんだろうになど今更ながらに思いました。大坪さんはその時代の、この多摩川や浅川の汚かった時代の様子、特にこのクリーンセンターの周辺の様子など見た、臭いを嗅いだ記憶がございませぬか。

⇒（市長）

逐語録

すいませんその当時、多摩川、あの、時代としてね、あちこちの河川が汚れていてとんでもない状況になっていてと、下水道あちこちで上下水道ができる前というのは知っておりますが、直接この地のあれを見たことはございません。

（市民）

市の職員になってあの地域の人と話をしたなんてことは、あの地域の人々の気持ちを聞いたなんていうことはなかったですか。

⇒（市長）

私が市の職員だったのは、この流域下水道ができてから後ですから、できた後なので、その前のことはちょっとわからないんです。処理場ができた後です。

（市民）

平成4年、開始だそうですね。その後何なんですか。

⇒（市長）

いやもうちょっと前ですけど、少なくとも決定されて、それが工事が始まったところでありますから、多摩川の水は以前よりは綺麗になっていたわけですね。

（市民）

もうあまり直接は知らない、

⇒（市長）

直接その時代というのは、流域下水道がない前の状態の酷さというのは、多摩川を直接見たということは、この地域の多摩川の状況、浅川の状況見てはいないです。すいませんね。

（市民）

はいわかりました。あのそれが、この地域の人々の気持ちとか状況がわかっていれば、わかかっていれば、ごみを積んだトラックが何百台も通る道路なんていうのは、私は作れなかったらうと、ちょっとそんなことを思ったんでお聞きしてみました。あの下水処理場っていうのは本当に現代のあの神様のようなものだなあと思いました。2番目はですね、小金井、国分寺から来る70億というお金は、周辺整備費という肩書きになっていますね。それで既に30億円ほど使われてしまっているんだそうで、北川原公園の多摩川上流側の整備したところですね、あの整備費と、それから道路のごみ搬入用の道路の建設費とそれから何でしたっけ石田環境プラザと、南平体育館の改築と、これにほぼ30億円使われているんだそうで、では残り40億円ですね。これはどういうふうに入ってきて、どういうふうに使われる、誰がどういう判断をする、そういうようなことは決まっているのかどうか、もし私の判断を、希望とか、ちょっと言わせていただきますと、あのこれは日野市の一般会計の収入として入ってきているのかなと思っております。だから直接、小金井、国分寺から来たお金が、何に使われたのかっていうことを、特定はもうできない状態なのかなと。周辺整備費ですから、小金井、国分寺から来る残りの40億というのは、この北川原公園をこれから整備していくためのお金に当然使われるべきだと私は思うんですが、1億2億ずつちびちびちびちび何十年にわたって来るなんていう約束になっているのかどう

逐語録

か、そういう事、で、もうインフレも激しくなっていますし、あの、まずインフレも激しくなってきましたし、なるべく早くにまとめて、まとめたお金で取れるような交渉ができるものならば、なるべく早くにいただいて、2億ずつ2市で4億で、2億だったら10年もかかっちゃいますかね。あの、そのお金を別会計に市の一般会計の収入に入れてしまうのではなくて、あの特別会計として別枠にしておいて、この公園整備のために使われるというような形に持っていくことはできないだろうか。小金井、国分寺からなるべく早く取っていただきたい。で、公園整備のためにこそ、周辺環境整備に使うというためのお金なんですから、この北川原公園整備のために、使われるように図っていくべきだろうと思う。これは2問目。すいません、私事前に質問状、質問を4つほど出しておいたんですが、全部でなくていいんですけど、たまたま今これをそこでいただいたもんですからね、今回の裁判にかかった弁護士費用って、全部でお幾らなんですかっていう質問を出しておきました。施設課長さんから897万5000円という。別紙内訳ありっていうのが、先日なかったもんですからね。そこで渡されたもんですからね。これちょっと見まして、え、って思っぴっくりしたのが、私は審議会の傍聴にたまたま行きましたときにですね、たまたま、大坪さんが控訴のための弁護士費用を着手金600万円とあのときは聞きました。600万円を支出してもよろしいかと大坪さんが発議されて、議員さんたちが、賛成多数支出してもよろしいという、あの挙手多数であると議長さんが、それでは、裁判のための控訴の、

（司会）

すいません。質問の途中で申し訳ないですが、お1人の方の時間が長くなっていますので、すいません。もう少し簡潔に。

（市民）

あの控訴のための着手金というのを私は600万と聞いてのけそったんですよ。それがここでは110万と110万が2つですから220万になっていると。あのすいません後で納得できるお答えがありましたらお願いします。

⇒（市長）

はい周辺環境整備費ですけども、令和元年までは小金井市、国分寺市それぞれ3億円ずつ、元年まで。令和2年度から1億5000万ずつ、合計3億円ずつこれから70億に達するまで、毎年両市からいただく形になっております。一般会計に入りますがこれ、清掃の関係の基金に積み立ててありますんで、別枠で当然処理してありますから、当然ご要望の通り、今回の北川原公園の搬入路の問題で、お金を予算を投じるときには、当然この金額を、周辺環境整備ですから、文字通り優先的に使わせていただきたいというふうに考えております、なっています。

⇒（司会）

最後の質問ですが、細かい数字のことですので、後程終わってから担当の課長の方が対応させていただきます。

逐語録

（司会）

まだ他にご質問ある方がいらっしゃるので失礼させていただきたいと思います。さっきの前の男性の方。

（市民）

南平5丁目の武田です。2点質問があります。1点目は、公園のこの整備のことについてお聞きしたいんですけども、そもそもあの、北川原公園を作るにあたって、迷惑施設を、いわゆる地元住民に押し付けるということで、同じ市民の間に加害、被害の格差をなくそうということで、北川原公園を作りましょうという話になったというふうに書いてございますけども、これが当初の計画っていうのはおかしいと思うんです。当初、どのくらいの年月でやろうと思っていたのか、ずいぶんこの時間がかかっているように思いますけれども、それが遅れた理由、それから、今後はどういうふうなペースで北川原公園の整備をやっていこうと思っているのか、まずそのことについてお聞きしたいと思います。2点目なんですけども、小金井市と国分寺市の今までのごみの施設の状況と、3市共同の処理場ができることによって、現状はどうなっているのか、で、そのことによって、いわゆる30年後に他の市に移行するかどうかわかりませんが、その辺の、この占うっていうんですかね、そういうふうな方向がわかればお聞きしたいと思います。

⇒（副市長）

まず、すいません北川原公園の整備のスケジュールっていうんですかね、今日も円で示させていただいておりますけども、国道20号バイパスを挟んで、ちょうどこの絵柄ですと、上については北川原公園として日野市が用地を取得して整備をさせていただいたところ。それと、これの下側、これすいません。ちょっと切れちゃっていますけれども、これは東京都の下水道用地に今うちの方が用地をお借りして搬入路を作った。その、もっとこの下の部分については、昭和53年の広報に予想図が書いてありますけれども、東京都の下水道事業の処理施設のいわゆる屋上というか、天蓋というふうに言いますが、そこに土を盛ってその上に日野市が東京都の事業の終わった後に公園をつくるということに都市計画の決定をしているものですから、その日野市単独で今、そのところに公園をつくるということができないので、これはあくまでも東京都の事業との兼ね合いで、公園の築造を進めていくというのが現在のスケジュールになっております。以上でございます。

⇒（市長）

それから小金井、国分寺ですけども、可燃ごみについては、全て日野市のクリーンセンターで3市共同の浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設で処理をするという形になっております。ただ、それ以外の不燃ごみはプラゴミ等についてはそれぞれの自治体で処理をしております。その意味で、今後を占うという話になりましたけど、当然日野市は、可燃ごみ以外は独自のプラスチック施設を作っておりますので、そういう意味では、小金井、国分寺市いわゆる可燃ごみ処理施設、一番大きな施設が必要なわけですから、それがなくなっておりますで、それぞれの市にお

逐語録

いて、30年後もうちょっと前からですね、次の候補地を探るということで協議をしなければならぬという状況であります。以上です。

⇒（司会）

すいません。ちょっと補足をさせていただきます。先ほどの写真ではなかったんですけども、こちらが、東京都の方が下水の用地として、今回日野市が広場として使っているところでございます。ちょっと見づらいかもしれないですけど、その間の、もう少し下流側の方が、あの下水道の施設が、こちら側ができておまして、その上に、今はサッカー場とかになっていまして、下水道のあの計画施設ができてきて、その屋上の方が使えるようになったときには整備をしていくということになっております。こんなような形で今屋上の方が使われていまして、サッカーとかそういうものでグラウンドとして使っているような状況ですので、半分ぐらいですかね、計画の3分の2ぐらいですかね、もう出来上がっているようなところでございます。以上となります。

（司会）

それでは、ご質問、じゃあ奥の方。

（市民）

公園整備について、私もちょっと質問したいんですけど、この北川原公園が、歴史的経緯から同公園の早期実現と公園外へのごみ搬入路の設置ということで、合意書の1項目のところから質問させていただきます。今現在、先ほど映像が、写真が出ておりましたけれども、公園の現状は緑が全く不足しているという状況の中で、私は元々その緑豊かな公園ができるというつもりでございましたけれども、最近お聞きした話の中では、このエリアを越えて公園整備を図りたいという旨のお話を聞いたことがあります。実際にこのエリアにそのまち作りの条例を使った、その開発というのか私にはちょっと行政用語はよくわかりませんが、それらを迷惑料を使って、迷惑料とは環境整備費の事ですけどね。それで市民の憩える公園作りというお話が想定されているかと思うんですけど、日野市としては、この公園整備に関しては、住民とともにその住民自治を重んじて、計画していくということだと思っておりますが、実は私がちょっと不安に思っているのは、環境保全協定というものが西多摩衛生組合のものを土台にして作られているんですね。その西多摩衛生組合ってというのは行政区、なんていうんですか、瑞穂町と青梅市と羽村町と福生市ですか。この4つの自治体と一緒に、なんていうんですかね、事務組合っていうんですか、そういうものを築いていて、リゾートタウンのようなものを構想しているんですね。それをこの前8月の8日に見学会がありまして、行ってみたら、すごい西多摩一ぐらいのリゾートタウンみたいになっていたもんですから、その西多摩衛生組合の保全環境公害、公害防止協定ですか、そういうのを参考にしていうことは将来、この石田地区の北川原公園がね、そういうようなこのリゾート地にする構想っていうのを、日野市はお持ちかどうか、それが一つです。もう一つは、先ほど環境保全協定と私申し上げましたけど、西多

逐語録

摩では公害防止協定というんですけど、市長さんに、公害防止協定を早く作ってくださいよっていうことを、ふれあいホールで市民がお願いしているんですね。市長さんは市民のお願いってというのは聞いたことがないのに、その協定に関してだけはいち早く検討会を設置しているんですよ。2年ほどの年月を経て検討会、これは、環境保全協定検討会ってというのは、自治会の役員たち、たちって言い方は失礼ですけど、役員の方たちを集めた保全協定会ってのがあったんですけど、そういうものを、なんで市長さんはいち早く検討会を立ち上げたのかっていうのが、とても不思議だったんですね私は。そもそも私は、保全協定そのものが3市で共同処理するという大前提があるので、協定そのものに私はあまり賛成してないんですね。その、2点ですね、日野市がリゾート的な公園作りを目指すのか、それとも、そうでない緑豊かな、今まで通りの森田市長時代のイメージの水辺のある公園を目指すのか。もう一点は、市長さんはなぜ、その公害防止協定を市民が早く作ってくださいよって言ったときだけは、いち早くその判断して検討会を立ち上げているその疑問がちょっとお尋ねしたいことです。よろしくお願いたします。

⇒（市長）

はい2点にわたってご質問いただきました。リゾートのようなものにすることは全く考えてなくて、当然環境保全協定というのは、ゴミの焼却炉の当然公害の発生源でありますからそれをどう規制するかということがありますんで、あくまでも、それをその実現のために作るものでありますので、当然西多摩衛生組合のようなもの、その具体的にリゾートなものというのは全く考えておりませんので、それはご理解ください。それからなぜ立ち上げたか、環境保全協定自体は、当然今申し上げたように必要なものであるという認識を持っておりまして、そこは逆に我々の内部、内部においては、環境保全協定、公害防止協定についてのいろんな意見があったけれども、私としてはこれは当然、住民の健康に影響を与えるものでありますから、当然それを作らなければならないと判断し、それは指示をしたということでございます。以上です。

（市民）

すいません。

（司会）

簡潔にお願いします。

（市民）

協定の件では、市民からはふじみ衛生組合と申しまして、三鷹と調布の保全協定について、お願いしているんです、当初は。それが西多摩の方を使うっていうことに抗議をしているはずなんですね。そういうことを経て、なんでふじみが駄目で、西多摩なのっていう疑問から、私は、その西多摩衛生組合を見学してお話を聞いた中で、ちょっと疑問がちょっとあったのでお尋ねします。

⇒（市長）

逐語録

いろんなところでいろんな、大体共同処理のところが多いんですけどね。公害防止協定、環境保全協定を結んでいます。当然複数を見た上で、日野市としてできることということで検討会で判断したということであります。理由はそれだけです。

（司会）

すいません。お時間の方もあと10分を切って行ってしまったんですけども。どなたかあと1名とか。

（市民）

今日はこういう機会をいただいて、いろんな方の市民の方のご質問を今拝見しまして、ちょっと思ったこと、

（司会）

すいませんマイクの方を。

（市民）

今はいろんなご意見とかご質問とかあって、この説明会のその総括みたいなものっていうのは文書化とかそういうものはされるんでしょうか。

⇒（市長）

はい当然、どんなご意見をいただき、いろんなご意見ご要望ご質問いただきましたので、全て記憶し記録しということはやっております。どういう形で出すかってのまだ決まっておりますが、当然、やりっ放しじゃなくて何らかの総括が必要だと思っております。ただ、それを受けて、次の検討会に繋げるということが主眼でありますんで、説明会で終わりじゃありませんから、当然記録をした上で保存し、総括いたしますけども、それを次の検討会、先ほど申し上げました、ごみの搬入路を具体的にどうするかというところに結びつけるという意味で活用させていただくという形になると思います

（司会）

すいません。もうちょっと、じゃあ・・・あともう、はい5分ぐらいになりましたので最後ということでお願ひします。

（市民）

ちょっと手短かにさせていただきますけども、ちょっと先の話で申し訳ないんですけど検討会の件、関係で、この検討プロセス、これ、早く早期にですね解消に向けてですね、やらないといけないということで、まずちょっと確認させていただきたいのは、今まで市の中でどういう資料がですよ、きちっと蓄積されているのかっていうところをちょっと確認したいんですけど。例えばマーケティングの資料だとか、地域のマーケティングの資料だとか、いろんなどういふ検討の中身が、今まで蓄積されているのかっていうのをちょっと、誰か分かりますか？例えばいろんなルートを検討したって言うんですけど、どういふ検討をされた資料が現状あるのか、それをちょっと拝聴したいんですけど。

逐語録

⇒（司会）

すいません。手元にちょっとそこまでのものがないんですけども、検討というか、地元の先ほどの市長の説明の中で、搬入路を決定した経過みたいなところは触れさせていただいたかと思うんですけども、やはりあの地元の方と協議をしながら、あの搬入路についてはですね、これまで検討させていただいたと。あと、周辺の、ごみ収集車が通ることによって、生活環境、自分の家の前にクリーンセンターに行くものが・・・

わかりました。わかりました。後日はいい。すいません。

（司会）

もうお時間も定刻に近くなってきましたので、ここで終わらせていただきたいと思います。また、今回ですねアンケートの調査票もですね、お配りしておりますので、またこちらの広報のチラシの方にもですね、QRコードを使って意見をいただくこともできますので、そちらを活用しながらですね、ご意見ご要望がある方はですね、どんどんお寄せいただければと思います。今回いろんな場所で説明会をさせていただいておりますが、皆様からいただいたご意見やご要望につきましては、先ほど市長も説明をさせていただいたように、これから始まる解決策の検討に生かしていきたいと思っております。また、検討経過やその結果につきましては何らかの形でご報告をさせていただければと思っております。本日は長時間にわたり皆様にご協力いただきましてありがとうございますございました。今後ともよろしく願いいたします。以上で終わりたいと思っておりますありがとうございますございました。